群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった園児児童が登園を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりました。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、保育園への提出書類を保護者が記入する表面の「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登園が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登園可能予定日を確認
- (2) 速やかに保育園に報告
- (3)「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登園し、 保育園に提出

[参考]インフルエンザの出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第 19 条)

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」

- ※ 「発症した後5日」とは、発症した日(発熱等の症状が出た日)を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
- ※ 「解熱した後2日(幼児にあっては3日)」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0(発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例	発症から1日目に	発熱	解熱							
1	解熱した場合	元 积	万千							
例	発症から2日目に	発熱		解熱						
2	解熱した場合			丹午系代				登園可能		
例	発症から3日目に	発熱			解熱					1,0
3	解熱した場合	光烈		丹午示で						
例 4	発症から4日目に	∠ 父 未力		67 表ti		•				
	解熱した場合	発熱	解熱							
例	発症から5日目に	2 ℃ 未由	解熱			A刀 去h				
5	解熱した場合	発熱				件				

^{※「}発症した後5日」、「解熱した後2日(幼児にあっては3日)」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登園再開とはなりません。登園再開には、両方の基準を満たす必要があります。